

## 議第 6 2 号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 1 2 年政令第 1 6 号。以下「標準令」といいます。）の一部改正に伴い、広島県が砂利採取計画の認可等に係る審査手数料の改正を行うため、これに合わせて広島県から権限移譲を受けている当該事務に係る呉市の手数料の額をこれまでどおり広島県の当該事務に係る手数料の額と同額となるよう見直すものです。

### 2 標準令の一部改正の概要等

標準令に定める地方公共団体の行う事務に係る手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、原則として 3 年ごとに見直しが行われています。

このうち砂利採取法（昭和 4 3 年法律第 7 4 号）第 1 6 条の規定に基づく砂利採取計画の認可の申請及び同法第 2 0 条第 1 項の規定に基づく同計画の変更の認可の申請に対する審査事務について、直近の人件費単価の減少を反映し、標準令に定める手数料の標準額が次の表のとおり改定されました。

広島県においても、この標準令の改正を受けて、審査手数料の改定がされる見込みです。

手数料を徴収する事務	手数料の標準額	
	現行	改定後
砂利採取法第 1 6 条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）	37,700 円	33,900 円
砂利採取法第 2 0 条第 1 項の規定に基づく砂利の採取計画の変更の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものに限る。）	17,000 円	15,000 円

#### 【参考】

#### 砂利採取計画の認可制度

砂利採取業者が砂利の採取を行おうとする場合は、砂利採取場ごとに砂利採取場の区域や採取する砂利の種類、数量、採取期間等を明らかにした計画を定めて、採取場の所在地を管轄する都道府県知事（河川区域等においては河川管理者）に申請して認可を受けなければならないとされています。

呉市は、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成 1 1 年広島県条例第 3 4 号）により、当該砂利採取場が河川区域等にあるものを除き、当該県知事の認可の権限の移譲を受けています。

### 3 呉市の状況

呉市において、現在まで、当該計画を認可した例はありません。

#### 4 施行期日

平成30年4月1日

#### 5 新旧対照表

現行			改正案		
別表第7（第2条関係） 都市計画関係			別表第7（第2条関係） 都市計画関係		
手数料を徴収する事務	手数料の額		手数料を徴収する事務	手数料の額	
	単位	金額		単位	金額
1～12（略）			1～12（略）		
13 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく砂利採取計画の認可の申請に対する審査	1件につき	<u>37,000</u> 円	13 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく砂利採取計画の認可の申請に対する審査	1件につき	<u>33,900</u> 円
14 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利採取計画の変更の認可の申請に対する審査	1件につき	<u>17,000</u> 円	14 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利採取計画の変更の認可の申請に対する審査	1件につき	<u>15,000</u> 円